

魚津市告示第116号

令和7年国勢調査魚津市実施本部設置要綱を次のように定める。

令和7年4月8日

魚津市長 村椿 晃

令和7年国勢調査魚津市実施本部設置要綱

(目的)

第1条 令和7年国勢調査の実施に当たり、総合的かつ効率的な実施体制を確立し、調査事務の円滑な運営に万全を期するため、令和7年国勢調査魚津市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織及び職務)

第2条 実施本部は、本部長、副本部長、参与、事務局長及び事務局員をもって構成する。

2 本部長には副市長を、副本部長には総務部長を、参与には企画政策課長、地域協働課長、財政課長、市民課長、社会福祉課長及び都市計画課長を、事務局長には総務課長を、事務局員には総務課職員（総務課長を除く。）をもって充てる。

3 本部長は、実施本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代行する。

5 参与は、実施本部の事務に参画し、調査の円滑な実施に協力する。

6 事務局長は、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、本部長及び副本部長が不在のときは、その職務を代行する。

7 事務局員は、上司の命を受けて事務局の事務に従事する。

(本部会議)

第3条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを総理する。

(事務局)

第4条 実施本部の事務局は、総務部総務課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。